



## コーポレートガバナンス・コード

### 対応支援業務のご案内

本年 5 月 13 日、東京証券取引所はコーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」）を策定しました。このコードの内容を取り込んだ上場規則が本年 6 月 1 日より施行され、上場企業はその遵守が求められるようになりました。

コードは、会社が株主をはじめとする様々なステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを構築するための主要な原則を示したものです。対象となる企業にはコードの趣旨を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応をとることが求められます。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの概要】

目的	会社の実効的なコーポレートガバナンスの実現
対象企業	上場企業（主として東証一部及び二部）
導入時期	2015 年 6 月 1 日
報告書提出	定時株主総会の日から 6 か月を経過する日
構成	5 つの基本原則、30 の原則、38 の補充原則
適用方法	プリンシプルベース・アプローチ（原則主義） コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、 実施しない場合にはその理由を説明する）

コードには、少なくとも 2 名以上の独立社外取締役の選任を求める原則が規定されているところ、これは本年 5 月 1 日施行の改正会社法の要請（社外取締役を置いていない場合の理由の開示）と比較してより進んだ対応を求めるものといえます。また、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、保有に関する方針や議決権行使の基準を策定・開示すべきものとされています。これ以外にも情報開示や取締役会の活性化等の観点から様々な対応が求められています。対象となる企業においては速やかにコードに規定されている事項について対応をとる必要があります。

かかるコードへの対応を支援するべく、当事務所においてはコードの実務上の留意点を研究するとともに、依頼者の方々に以下のサービスやアドバイスをご提供しています。

#### 【ご提供するサービス・アドバイスの例】

- ・ コードに示された各原則への具体的な対応がコードの趣旨に照らして必要十分なものであるかを、独立した立場から検証すること
- ・ コードで策定・開示が求められている事項の文書化及び文書化の支援
- ・ コードへの対応に関する他社動向や最新情報の提供
- ・ コードに関するステークホルダーからの問合せに対する回答の準備



小島国際法律事務所  
東京都千代田区五番町 2-7  
五番町片岡ビル 4 階 〒102-0076  
Tel: 03-3222-1401 Fax: 03-3222-1405

上記以外にも、コードに関する各社の関心に合わせて法律専門家としての立場からアドバイスを差し上げます。

コードは解釈の幅のある抽象的な原則として示されていることから、自社の対応がコードの趣旨に照らして必要十分であるかを判断するにあたっては独立の立場にある専門家の意見を踏まえたものとするをお勧めいたします。

コーポレートガバナンス・コード対応支援業務に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。お気軽にお問い合わせください。

**小島国際法律事務所**

パートナー弁護士 小島秀樹

パートナー弁護士 豊島真

[問合せ先]

Tel: 03-3222-1401 Fax: 03-3222-1405

担当窓口：赤塚（弁護士）

Email: [akatsuka@kojimalaw.jp](mailto:akatsuka@kojimalaw.jp)

添付資料：コーポレートガバナンス・コードに関する Q&A



## コーポレートガバナンス・コードに関する Q&A

- Q コードを遵守する義務について定めた規定は何であるか。
- A 東京証券取引所の有価証券上場規程 445 条の 3 が上場会社にコードの趣旨・精神を尊重する義務を定めています。また、同規程 436 条の 3 がコードを実施しない場合の説明義務を定めています。かかる説明の媒体はコーポレート・ガバナンスに関する報告書です。
- Q コードに関する事項を記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書はいつまでに提出すれば良いか。
- A 本年 6 月 1 日以降に開催する定時株主総会の日から 6 か月を経過する日までに提出する必要があります。例えば、6 月末に定時株主総会を開催する場合、本年 12 月末が提出期限となります。
- Q コードに関する事項としてコーポレート・ガバナンスに関する報告書には何を記載するのか。
- A コーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載するのは、コードの各原則を実施しない理由と、コードの各原則に基づく開示内容です。前者は例えば、「政策保有株式の議決権の行使（原則 1-4）について、当該株式保有の個別の目的に応じて判断していくとの観点から、一律の基準を設けることはしない」といった説明をすることになります。後者は例えば、関連当事者間の取引に関する適切な手続きの枠組み（原則 1-7）、取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続（原則 3-1）、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針（原則 5-1）などがあります。
- Q 説明さえすればコードの各原則を実施しなくても良いのか。
- A コードの各原則であっても、自社にとって必ずしも適切でないと思われるものについては、上場会社は自らの判断でこれを実施しないことも許容されます。もっとも、コードの内容は金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする有識者会議において取りまとめられたものであること、上場規程は上場会社に対してコードの趣旨・精神を尊重する努力義務を課していること等からすれば、これを実施しないとする場合には自社の個別の事情や方針に裏付けられた合理的な理由の説明が必要になると考えられます。
- Q マザーズや JASDAQ の上場企業はコードを遵守しなくてもよいのか。
- A マザーズや JASDAQ の上場企業は、コードのうち基本原則のみの遵守が求められています。そのため、原則や補充原則について、これらを実施しない場合の理由の説明等は必要ありません。もっとも、マザーズや JASDAQ の上場企業であっても、原則や補充原則まで含めてコードを任意に遵守することは何ら妨げられず、むしろ推奨されているといえます。